平成２３年（フ）第９６号
兵庫県小野市田園町859番地の１　県住３―504号
債務者　江口　恵弘
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第４１１号
香川県高松市香西東町396番地３　リーベ浅田204号室
債務者　船場　英嗣
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４３５号
香川県木田郡三木町大字氷上2623番地１　サンクレストＡ棟202号室
債務者　西岡　裕樹
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４６１号
長崎県長崎市田中町346番地、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ705号
債務者　西口智佐子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
長崎県長崎市茂木町363番地７
債務者　佐藤　尚子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
香川県仲多度郡多度津町大字庄260番地１　四天ハイツＡ102
債務者　阪本　地里（旧姓鞆田）
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７４号
香川県仲多度郡琴平町432番地
債務者　石原　朝雄
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６５３号
高知市朝倉己1156番地39　朝倉ニュータウンハイツ103
債務者　上村　英一
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９０号
高知県土佐市甲原348番地の１
債務者　赤木　絵美
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８８７号
名古屋市中川区西伏屋１丁目401番地　県営伏屋第二住宅１棟710号
債務者　山本　美穂（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８４号
神戸市須磨区菅の台７丁目６番地の10
債務者　水谷　裕子
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
北海道小樽市住ノ江１丁目３番29号、前住所北海道小樽市富岡２丁目７番106号　ヴェルビュ小樽富岡
債務者　山本　麻未
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１３８号
仙台市宮城野区東仙台３丁目３番31号、従前の住所仙台市若林区沖野７丁目７番39号
債務者　及川　理子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８１号
仙台市泉区住吉台東３丁目18番地の６、従前の住所仙台市泉区住吉台西２丁目４番地の16
債務者　小西　和子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
宮城県石巻市渡波字沖六勺１―２　宮城水産高校第２グラウンド仮設渡波第２団地７―５、住民票上の住所宮城県石巻市長浜町１番35号
債務者　千葉　　一
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
秋田市新屋比内町16番51号
債務者　菅原美由紀
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５４号
秋田市楢山共和町２番31号
債務者　榊原　圭二
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部